

自筆証書遺言書保管制度の利用をお考えの方へ

# はじめに、こちらをご覧ください！

## 遺言とは？

自分が死亡したときに相続人等に対して、財産をどのように分配するか等について自己の最終意思を明らかにするものです。

これにより相続をめぐる争いを事前に防止することができます。

遺言の方式は主に、**公正証書遺言**と**自筆証書遺言**があります。

どちらの方式の遺言にするか、  
それぞれの特徴を踏まえてご判断ください。



遺言書ほかんガルー

## 公正証書遺言

### ⚡ 信頼性の高い方式 ⚡

- ⚡ 法律専門家である公証人が2人以上の証人の立会いのもと厳格な方式に従い作成します。
- ⚡ 遺言の内容について公証人の助言を受けることができます。
- ⚡ 作成には財産の価額に応じた手数料が必要です。
- ⚡ 公証人がその原本を厳重に保管します。
- ⚡ 家庭裁判所での検認手続が不要です。

公正証書遺言に関する相談は、  
お近くの公証役場へお問合せください。

## 自筆証書遺言

### ⚡ 手軽かつ自由度の高い方式 ⚡

- ⚡ 15歳以上で、ご自身で書くことができれば、いつでも自らの意思により作成できます。
- ⚡ 法令上の要件を満たしていなかったり、内容に誤りがあると無効になります。
- ⚡ ご自身で作成するため手数料はかかりません。
- ⚡ 遺言者が自分でその原本を管理する必要があります。
- ⚡ 遺言者本人の死亡後、家庭裁判所での検認手続が必要です。

この2点が

## 自筆証書遺言書保管制度を利用すると...

- ⚡ 法務局に自筆証書遺言書の保管を申請することができます。  
※これまでどおりご自身で遺言書を保管することもできます。
- ⚡ 法務局で保管された自筆証書遺言書は、家庭裁判所での検認手続が不要です。

！ 法務局では、  
遺言の内容についてのご質問・ご相談は、お受けできません。

奈良地方法務局

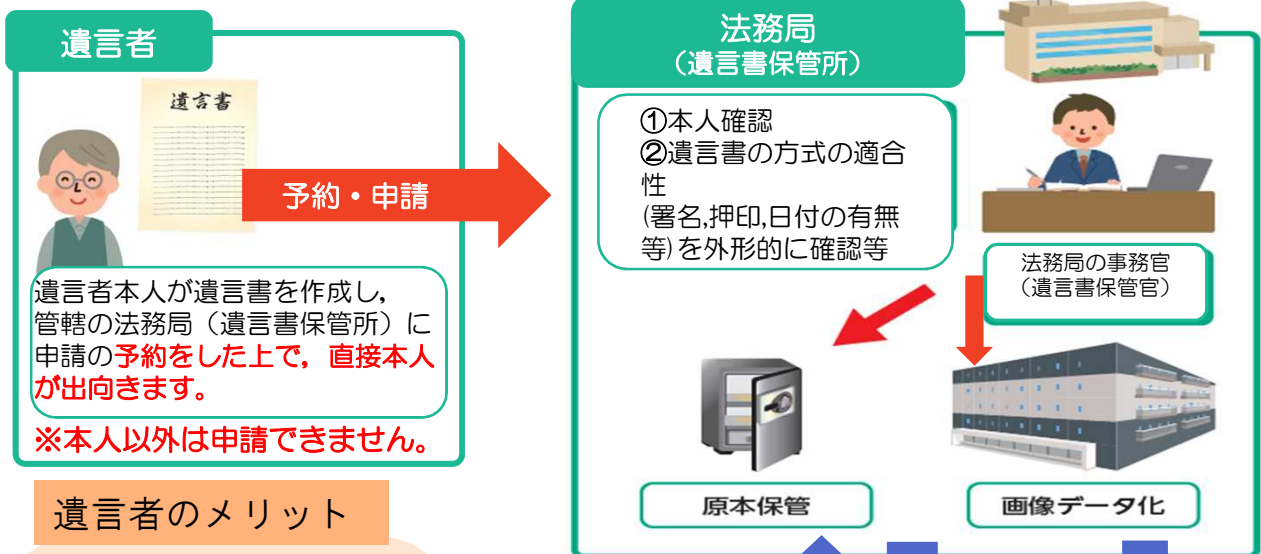
詳しい内容は、次ページへ

# 自筆証書遺言書保管制度

## 制度の概要

自筆証書遺言書を作成した本人が法務局（本局・支局等）に遺言書の保管を申請することができる制度です。保管制度を利用すると遺言者だけでなく相続人や受遺者等にもメリットがあります。

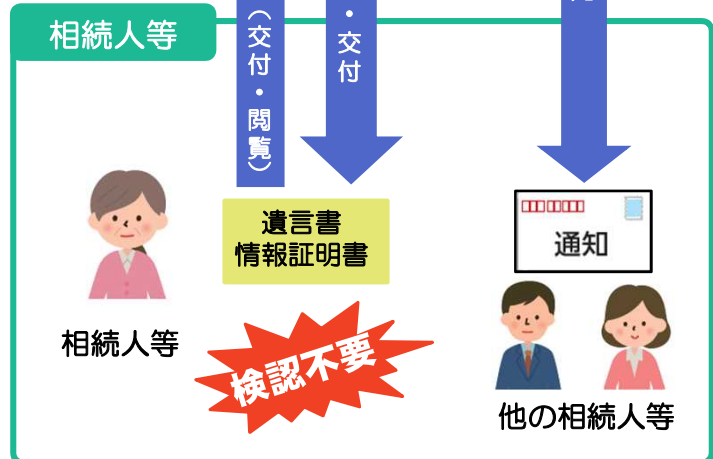
### 生前



### 遺言者のメリット

- ①紛失・亡失を防ぎます。
  - ②遺言者の死亡後、遺言書が発見されない事態を防ぎます。
  - ③他人に遺言書を見られることはありません。
  - ④他人に破棄・改ざんや隠匿されることを防ぎます。
  - ⑤相続人や受遺者等の手続きが楽になります。
- ⇒ “終活” のひとつとして...

### 死亡後



### 相続人・受遺者等のメリット

遺言者の死亡後、家庭裁判所での検認手続は不要のため、速やかに相続手続ができます。

※受遺者...遺言によって遺言者の財産を譲り受ける相続人以外の者



相続開始後、法務局では相続人等に遺言書の内容が伝わるよう、証明書の交付や遺言書の閲覧等に対応します。詳しい手続は法務省ホームページをご覧ください。

## 自筆証書遺言書の保管の申請

- ・ 手続には必ず遺言者本人が法務局にお越してください。
- ・ 自筆証書遺言の方式について外形的な確認を行います。
- ・ 遺言の内容についての相談はお受けできません。
- ・ 遺言者は預けた遺言書の閲覧や保管の申請の撤回をすることができます。



保管された遺言書の有効性を保証するものではありません。

## 自筆証書遺言書の保管の申請に必要なもの

※遺言書は、保管の申請の撤回をしない限り返還されません。

- ・ 自筆証書遺言書（用紙の大きさはA4版、片面で、とじたり封のされていないもの）
- ・ 申請書（法務省指定の様式）
- ・ 添付書類（本籍の記載のある住民票の写しなど（作成後3か月以内））
- ・ 本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証などの顔写真付きの身分証明書）
- ・ 手数料（1件につき3,900円（収入印紙で納付））

## 自筆証書遺言書の保管の申請先

※ただし、既に遺言書を預けている場合には、その遺言書保管所が申請先となります。

遺言者の ① 住所地 か ② 本籍地 か ③ 所有する不動産の所在地 の

いずれかを管轄する遺言書保管所（次ページの管轄一覧表をご確認ください。）

※遺言書保管の申請をする際は、予約が必要となります。

### 〈予約方法〉

- 1 法務局手続案内予約サービス専用HPにおける予約（24時間365日可）  
<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t>
- 2 法務局（遺言書保管所）の窓口・電話による予約  
受付時間：平日8:30～17:15まで（土・日・祝日・年末年始は除く）

## 奈良地方法務局管内遺言書保管所管轄一覧

庁名	管轄区域	所在地・電話番号	最寄りの駅
奈良地方法務局 (本局)	奈良県の内 奈良市 大和郡山市 天理市 生駒市 山辺郡 生駒郡	〒630-8301 奈良市高畑町552 0742-23-5456	近鉄・JR「奈良」駅から市 内循環バス利用「高畑町」 下車2分
葛城支局	奈良県の内 大和高田市 橿原市 御所市 香芝市 葛城市 北葛城郡 磯城郡 高市郡	〒635-0096 大和高田市西町1-63 0745-52-4941 (自動 音声5番)	近鉄大阪線「大和高田」駅 下車, 徒歩10分 JR「高田」駅下車, 徒歩 10分
桜井支局	奈良県の内 桜井市 宇陀市 宇陀郡 吉野郡の内 東吉野村	〒633-0062 桜井市大字粟殿461-2 0744-42-2896	JR,近鉄「桜井」駅下車, 徒 歩15分
五條支局	奈良県の内 五條市 吉野郡の内 吉野町 大淀町 下市町 黒滝村 天川村 野迫川 村 十津川村 下北山村 上北山村 川上村	〒637-0043 五條市新町三丁目3-2 0747-22-2484	JR「五条」駅または「大和 二見」駅下車, 徒歩15分